



令4環保第1150号

令和4年6月30日

秋田市環境審議会長 様

秋田市長 穂 積



秋田火力発電所の廃止に伴う大気環境測定局の廃止について（諮問）

秋田市環境基本条例（平成11年秋田市条例第15号）第27条第2項第2号の規定に基づき、次のとおり諮問します。

本市では、市内に大気環境測定局10局を設置し、大気汚染状況等を監視しています。そのうち、東北電力株式会社秋田火力発電所の監視目的で設置された堀川局および上新城局を同火力発電所の廃止と同時に廃止することについて、貴審議会の意見を求めます。

